

長浜市選挙管理委員会告示第42号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙における共通投票所の開始時刻を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条の2第6項の規定において準用する同法第40条第1項の規定により、次のとおり繰り下げる。

令和8年6月18日

長浜市選挙管理委員会委員長 河崎 顯了

1 開く時刻を繰り下げる投票所

共通投票所 イオン長浜店（2階特設会場）

2 投票所を開く時刻

午前10時